

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年5月19日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局

こども未来課長 千綿 美紀

1 業務内容

- (1) 委託業務名 令和8年度佐賀県保育所等働き方改革支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「令和8年度佐賀県保育所等働き方改革支援業務委託仕様書(案)」
のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 金4,389,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 履行場所 佐賀県内

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルは単独又は共同提案により行うものとし、プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、(7)の要件については資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1)本事業と同種の業務を実施した実績を有し、業務を遂行できる能力を有していること。
- (2)緊急の打合せが必要な時に、迅速に対応できること。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6)佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者で

ないこと。

(7)自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8)共同提案の場合

ア 代表者(幹事者)を定めること。

イ すべての構成員が、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。

ウ すべての構成員は、他の共同事業体の構成員でないこと。及び、単独で提案を行っていないこと。

3 募集方法

県ホームページに公募型プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

4 公募型プロポーザル及び審査の実施方法

(1)参加者は、事前に提出した企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。

(2)参加者側の出席者は3人以内とし、所要時間は1者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)を予定している。なお、プロジェクター及びモニターを使用する場合は、県が準備するので、プレゼンテーションの3日前までに申し出ること。ただし、パソコン及び接続端子等は持参すること。

(3)審査員は、別表1の「評価基準」に従い審査を行い、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、評価点の最も高い者を最優秀提案者とするが、最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

(4)提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(5)評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。最優秀者の合計点が、評点総計の6割に満たない場合は、再度公募を行うこととする。

5 実施スケジュール

(1) 県 HP での公募開始	令和 8 年 5 月 19 日 (火曜日)
(2) 質問の受付期限	令和 8 年 5 月 25 日 (月曜日) 17 時
(3) 質問の回答期限	令和 8 年 5 月 27 日 (水曜日) ※予定
(4) 参加資格確認申請書提出期限	令和 8 年 5 月 28 日 (木曜日) 17 時
(5) 参加資格確認結果通知期限	令和 8 年 6 月 4 日 (木曜日) ※予定
(6) 企画提案書等提出期限	令和 8 年 6 月 8 日 (月曜日) 17 時
(7) 審査会	令和 8 年 6 月 10 日 (水曜日) ※予定
(8) 最優秀提案者の決定通知	令和 8 年 6 月 19 日 (金曜日) ※予定

6 質問の受付

当該公募型プロポーザルの仕様等に関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 25 日(月曜日) 17 時
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 保育幼稚園担当
- (3) 提出書類 質問書(様式第 1 号)
- (4) 提出方法 電子メール、郵送、持参 (期限内必着)
- (5) 回答 原則、本プロポーザル参加者全員に質問と回答内容を共有する。ただし、質問内容が提案予定の企画に密接に関係するものは、共有しない場合もある。

7 参加資格の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参し、又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 5 月 28 日(木曜日) 17 時
- (2) 提出場所 佐賀県こども未来課 保育幼稚園担当
- (3) 提出書類

<単独事業者による場合>

- ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第 2-1 号)
※担当者職・氏名については担当者本人が自筆すること。

イ 誓約書 (様式第 3 号)

ウ 実績書 (様式第 4 号)

<複数事業者による共同事業者の場合>

- エ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第 2-2 号、第 2-2 号別紙)
※担当者職・氏名については担当者本人が自筆すること。

オ 共同事業者協定書等の写し(様式第 2-3 号:記載例を基に作成すること)

カ 誓約書 (様式第 3 号)

キ 実績書(様式第4号)

(4) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)

郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に、参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請書等は無効とする。

※提出書類により参加資格要件の適否を確認し、令和8年6月4日(木曜日)(予定)までにその結果を通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年6月8日(月曜日)17時

(2) 提出場所 佐賀県こども未来課 保育幼稚園担当

(3) 提出を求める書類

① 企画提案書 各5部(様式任意・カラー)※提案書には下記の内容を含めること。

ア 働き方改革及び業務負担軽減に関する研修の実施に関する提案

イ 経営層向け相談会の実施に関する提案

ウ 企画調整及び運営管理業務に関する提案

エ 広報業務に関する提案

オ 効果測定及び検証に関する提案

カ 委託業務に対する体制に関する提案

② 見積書 各5部(様式任意、原本1部、コピー5部)

※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とし、積算内訳を明記すること

(4) 提出方法

持参又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付し、上記の締切時刻までに必着のこと。

9 プレゼンテーション(審査会)

(1) 日程 令和8年6月10日(水曜日)(予定)

(2) 場所 佐賀県庁 健康福祉部男女参画・こども局内会議室(薬務課南側)(予定)

※プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

10 審査結果の通知

令和8年6月19日(金曜日)(予定)に書面によりすべての参加者に対して通知する。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (2) 審査会において最優秀提案者とした者を、本業務に係る随意契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次順位者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者の参加資格確認申請書等が無効となったとき。
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき。
- ③ その他の事由により契約候補者との契約締結が不可能となったとき。

- (3) 委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承認を得ること。

- (4) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

- (5) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 公募型プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のないものが行った場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

13 公募型プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件公募型プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1)参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2)天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき

14 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

15 様式一覧

様式第 1 号：仕様書等に対する質問書

様式第 2-1 号、2-2 号、2-2 号別紙、2-3 号：参加資格確認申請書関連（*）

様式第 3 号：誓約書（*）

様式第 4 号：実績書（*）

様式第 5 号：辞退届

なお、（*）は公募型プロポーザルへ参加する業者の提出は必須。様式第 1 号、第 5 号は必要な場合利用。

16 その他

- (1)公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (2) 提出する企画案は参加者 1 社につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 公募型プロポーザルに係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 企画に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年佐賀県条例第 2 号）に基づき、適切に管理すること。
- (7) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で使用してはならない。
- (8) 当該公募型プロポーザル参加資格確認申請書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 17 の問い合わせ先まで連絡するとともに、辞退届(様式第 5 号)を提出すること。

17 書類等提出先及び問い合わせ先

佐賀県男女参画・こども局 こども未来課 保育幼稚園担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1-59(佐賀県庁旧館 3 階)

電話:0952-25-7616 FAX:0952-25-7339

メール: hoikuyouchien@pref.saga.lg.jp